

岩手県上閉伊郡大槌町の復興計画について

中井 祐¹

¹ 正会員 東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻(〒113-8656 東京都文京区本郷7-3-1)

E-mail : yu@civil.t.u-tokyo.ac.jp

本稿では、東日本大震災で甚大な津波被害を被った岩手県上閉伊郡大槌町の復興計画について、専門家として支援してきた立場から、これまでの経過と現時点での内容の概略を報告する。

キーワード: 東日本大震災, 復興計画, 岩手県大槌町

1. はじめに

本稿は、2011年3月11日に発生した東日本大震災により甚大な津波被害を受けた岩手県上閉伊郡大槌町の復興計画について、外部の専門家として支援を続けてきた立場から、その経緯と概要を報告するものである。

なお筆者は、2011年度は国交省都市・地域整備局による復興のための調査業務（以下「都市局直轄調査」）の大槌担当作業監理委員として、また大槌町再生創造会議委員および地域復興協議会コーディネーターとして、町の復興基本計画策定に関与した。引き続いて2012年度は、筆者の属する東京大学と町とのあいだで締結された復興支援協定の枠組みをベースに、復興計画の具体化に関わる実践的支援を行っている。本稿はその立場からの報告であり、また筆者の専門上、復興計画のうちとくに空間計画の側面からの記述に限定されていることを、あらかじめ断っておく。

2. 大槌町の津波被害の概要¹⁾

大槌町を襲った大津波による死者は802名、行方不明者は479名（2012年1月31日時点）である。町長はじめ幹部職員の半数以上が津波で流され、行政としての意思決定機能が事実上消失するに至った。

大槌町の沿岸部は、最大の市街地でありかつ町の行政中心でもある町方を筆頭に、安渡、赤浜、吉里吉里、浪板を加えた主要5地区からなるが、みなことごとく壊滅した。また町方地区を挟みこむように大槌湾に注いでいる大槌川と小槌川沿いに、沢山・源水・大ヶ口、桜木町・花輪田、小枕・伸松などの地

区があるが、これらも被災した。津波による最大浸水深は、町方10.7m、赤浜12.9m、吉里吉里16.1mなど、のきなみ10mを超えた。浸水被害を受けた範囲（全壊216.4ha、半壊37.2ha、一部損壊19.9ha）は、都市計画で用途地域が定められたエリア（403.6ha）の68%にまで及んでいる。役場、病院、駅、学校などの重要公共施設の大半も、全壊もしくは浸水して使用不能となり、町は文字通り全滅の憂き目にあった。

3. 復興基本計画²⁾

(1) 検討の経緯と体制

大槌は8月一杯まで町長不在の状態が続いた。復興準備委員会が7月に設置されたものの、実質的な計画の進捗は9月以降、現碓川豊町長当選後である。それまでの間、都市局直轄調査の枠組みのなかで、基本的な復興パターン案の検討が進められた。

9月初旬、碓川新町長は、地区別に住民の協議会をたちあげ、国交省のチームが練ってきた復興パター

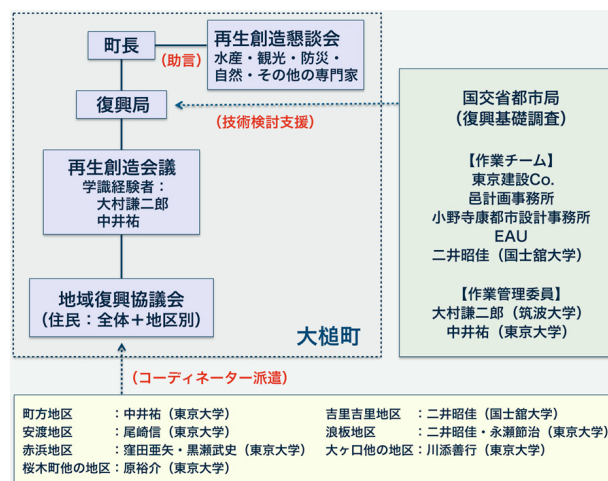


図-1 復興基本計画の検討体制（筆者作成）

基本計画の具体化の作業は、主に都市整備課を中心に、行政の実務を担当する各班が、それぞれ複数地区の実施計画検討を同時に担当する、という体制をとっている。たとえば区画整理班は、区画整理という要素技術の範疇のみ担当するのではなく、ある地区全体の復興実施計画検討の担当も兼務する。

図-4 町方地区の空間計画³⁾

計画では、市街地はおおむね150×200mの街区に再分割される。その街区内に、それぞれコモンとなる広場を設け、その広場同士を、主に歩行者優先となる区画街路や緑道で街区を貫いて横に連結し、コモンを連ねる散歩道を創出する。

d) 豊かな水をいかした空間形成

町方の特徴は、市街地のいたるところに湧水（自噴井）がみられるということである。その代表が御社地であり、ここは図書館や公民館などの公共施設とあわせて町全体を代表する公共空間として再興を図るとともに、商業施設を積極的に誘導もしくは集約し、復興の象徴的な空間としての整備を目指している。

御社地だけではなく、市街地の各所に整備される広場やコモンスペースにも可能なかぎり湧水を活用し、また水路を用いた街路空間整備も検討しつつ、豊かな水に恵まれた町方のアイデンティティの強化を図りたいと考えている。

5. おわりに

大槌町では、町内すべての地区について、9月末に区画整理事業区域の都市計画決定、および防災集団移転事業の大臣認定を完了できる予定である。その後、いよいよ都市空間形成の土台となる仮換地設計（街路、広場、公園等の配置を含む）、移転集落団地の設計、災害公営住宅の設計、公民館・図書館・学校・各種コミュニティ施設の計画設計の段階に移る。

最後に、今後予想される空間計画上の困難な課題について指摘しておく。

第一に、多岐にわたる事業を同時的総合的に進めねばならないことである。海岸防護施設の整備、都市基盤整備、各種公共施設の整備、土地利用と住宅地の再配置などの詳細を、全体を俯瞰しつつ迅速に決めていかねばならない。

第二に、それら各種事業の実施主体が多様（縦割り）であることである。都市の骨格たるべき国道や県道、鉄道、防潮堤、町営以外の漁港、県営の災害公営住宅等に関して、事業の権限は町にない。また、町が主体となって進める事業もきわめて多岐にわたっており、全体を統率して進めてい

くことは現実的に難しい。どのようにしてまちづくり全体を調和的に進めていくことが可能か、具体策の持ち合わせがないまま、従来の縦割り分業の枠組みのなかでものごとが進んでいく様相を呈している。

第三は、数ある被災集落それぞれが固有の課題と事情、固有の共同体気質を有していることである。事業を進めるにあたり、マニュアル的一律的な方法は通用しない。

つまり、事業の種類と性格の多様性、事業主体の多様性、および被災集落の個別性が、復興の実施計画の成否を規定する三軸になっている。しかも時間も人手も足りないなかでの解決を強いられる。現実的に可能な方法で、いかにして総合的かつ調和的な計画をまとめ、魅力のある空間や風景に結実できるか、その体制づくりが現在の最重要課題のひとつである。

謝辞

町の復興計画に関する議論は、町役場を中心に、国交省都市局、復興庁、岩手県、UR、実作業を担うコンサルタント、そして筆者をはじめとする学識経験者が加わって行われてきた。本稿はその議論の蓄積を、あくまで筆者なりの視点でまとめたものであり、記述内容に関する責任はいっさい筆者に帰するものである。関係各位には、あらためて謝意を表すとともに、復興計画が魅力的な大槌町に結実することを祈りたい。

補注

1) 本章の記述は次の二つの報告書を参照している。

- ・『東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務（その6）』国土交通省都市・地域整備局、平成24年3月
- ・『大槌町東日本大震災津波復興計画・基本計画』岩手県大槌町、平成23年12月

2) 本章の内容に関しては『大槌町東日本大震災津波復興計画・基本計画』岩手県大槌町、平成23年12月をあわせて参照されたい。

3) 本図は、2012年6月30日に開催された町方地区の地域復興協議会において、参考資料として住民に配布したものである。